

<今年から始まった事業再構築補助金を活用してみよう>

FPネットワーク神奈川会員 石山敏幸

令和3年8月時点で沖縄県は緊急事態宣言が、また東京都でも4回目の緊急事態宣言が発令されました。まだまだコロナウィルス感染症の影響で打撃を受けている事業主の方々も多くいらっしゃると思います。そんな事業者の方が使える、今年から新たに始まった事業再構築補助金についてお話しします。

■事業再構築補助金とは

コロナウィルス感染症の影響が長引く中、新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大といった思い切った事業転換を考えている事業者の方もいらっしゃると思います。そんな方が使える補助金が今年から新たに公募が始まった事業再構築補助金です。

■そもそも補助金ってなに？

補助金とは簡単に言うと国や自治体からお金を貰える制度の事です。これは貰えるので返済は不要なお金です。ここで間違いやすく、よく似た言葉で助成金があります。助成金も補助金と同じで国や自治体から貰えるお金なのですが少し意味が違います。

助成金は要件を満たしていればほぼ全ての方が貰えます。例えば最近だと雇用調整助成金などがそうですね。これに対して補助金は全ての方が貰える訳ではありません。補助金の場合はず、申請書を作成して提出するのですがこの申請書を審査員が審査します。そして審査に合格した事業者だけが補助金を貰えるという仕組みになっています。つまり助成金と違って補助金はオーディション方式になっているのですね。

■事業再構築補助金はどんな人が対象？

では、事業再構築補助金はどんな人が対象なのでしょうか。以下の3つが主な対象要件です。

①売上が減少していること

2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前

NPO法人 FPネットワーク神奈川

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp

(2019年又は2020年1月～3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。

② 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定すること

認定経営革新等支援機関（認定支援機関）とは、中小企業支援に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた支援機関（税理士、税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、商工会・商工会議所、金融機関等）です。

③ 新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編に取り組むこと

以上の3つが補助金を申請できる事業者の要件になっています。

出典：[事業再構築指針（中小企業庁 事業再構築補助金）](#)

■ 補助金はいくら貰えるの？

どんな補助金もそうなのですが、いくらでも貰える訳ではありません。上限額がちゃんと決まっていて、なおかつ補助率というものも決まっています。

補助金上限額が100万円で補助率が3分の2であった補助金を例に挙げましょう。申請した内容が100万円の事業内容だったとしますね。この場合100万円が貰えるのではなくその3分の2、つまり約66万円が補助金として貰える訳です。この66万円で事業を行って下さいね、という事です。ほとんどの補助金はこの補助額・補助率が決まっています。

では、事業再構築補助金の補助額・補助率はどうなっているのでしょうか。以下にまとめてみました。

◆ 中小企業の場合

- ・ 通常枠 補助額：100万円～6,000万円 補助率：3分の2
- ・ 卒業枠 補助額：6,000万円超～1億円 補助率：3分の2

（卒業枠とは400社限定で中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠です）

◆ 中堅企業の場合

- ・ 通常枠 補助額：100万円～8,000万円
補助率：2分の1（4,000万円超は3分の1）

NPO法人 FPネットワーク神奈川

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp

カルチャークラブ

- ・グローバルV字回復枠 補助額：8,000万円超～1億円
補助率：2分の1

(グローバルV字回復枠とは 100社限定でグローバル展開を果たす事業であり補助事業終了後、従業員1人あたりの付加価値額が年率5%以上の増加を見込む事業計画であること)
([中小企業庁 事業再構築補助金](#)より引用)

■採択率はどうだったのでしょうか

この事業再構築補助金は令和3年7月2日ですでに第2回目の公募が締め切られています。かなり注目されていた補助金なのですが、第1回目の採択率は通常枠・卒業枠・グローバルV字回復枠あわせて36%とかなり低い採択率となりました。申請の全体数は2万2,231件、採択件数は8,016件でした。

採択率の低さの原因はいろいろあると思いますが、少しハードルの高い補助金となっているようです。令和3年7月下旬に、第3回の公募が予定されています。

■こんな事業者が採択されています。

この事業再構築補助金ですが事業転換される方が対象です。ではどんな例があるのでしょうか。簡単に採択された例を見ていきましょう。

- ①旅館の事業者が売上悪化のため空き部屋をレンタルオフィスに転用した
 - ②飲食業の事業者がデリバリーのために運搬車を購入した
- など自社の強みを生かした事業転換の場合、採択の可能性は高いようです。

■採択されなかった事業者はどんな方？

では逆に採択されなかった事業者はどんな方だったのでしょうか。例をあげてみました。

- ①思い切った事業転換をし過ぎた。

いくら事業転換が対象と言ってもあまりにも事業転換しすぎるのも良くありません。例えば私たちのようなファイナンシャルプランナーがラーメン屋を経営するから事業再構築を活用したいと思った場合、確かに事業転換ですが審査する側からしたら「ほんとに成功するのか」と思われてしまい採択に至らないケースがあります。自社の強みを生かした事業転換が好まれるようです。

NPO法人 FPネットワーク神奈川

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp

②事業計画が雑だった

採択されなかった理由で1番多いのが、事業計画が雑だった事があげられます。申請する際に事業計画書を作成するのですが、ほとんどの事業者は事業計画書を作成したことがありません。ですが審査する審査員はこの事業計画書しか見ないので。つまり、事業計画書で売上の根拠や顧客ニーズなどを理解させることができなければ採択する事はできません。どんな補助金でもそうですが、事業計画書の出来の良さが採択を決定します。

■最後に

まだまだコロナウィルス感染症が終息する様子は見られません。もしかしたらまだ影響が拡大するかも知れません。事業者の方はこの危機を乗り越えようと必死で頑張っておられます。国も事業者を支援しようと様々な支援策を行っています。しかし、補助金については、制度はあっても知られていないことや知らない人が多いのが現実です。

今回のような事業転換を考えている事業主の方は、事業再構築補助金の活用を考えてみてはいかがでしょうか。

また、その他にも色々な補助金があります。よく閲覧されているサイトに「[ミラサポプラス](#)」や「[J-NET21](#)」といったサイトがあります。一度検索されて、ご自身に合った補助金を調べてみてはどうでしょうか。

何が起こるか分からないご時世ですが、共にこのコロナ感染症の危機を乗り越えましょう。

NPO法人 FPネットワーク神奈川

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp